



Title	防共概念の導入と日ソ関係の変容
Author(s)	酒井, 哲哉
Citation	北大法学論集, 40(5-6下), 1143-1190
Issue Date	1990-09-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16734
Type	bulletin (article)
File Information	40(5-6)2_p1143-1190.pdf



[Instructions for use](#)

防共概念の導入と日ソ関係の変容

酒井哲哉

一 課題と方法

一九三五年十月、対中交渉の前提条件として、いわゆる広田三原則が提示されて以来、一九三九年八月に独ソ不可侵条約が締結されるまでの時期において、防共概念は、日本外交の目標を定義づける概念として最も頻繁に用いられたものの一つであった。すなわち、それは一方では、日本の対中政策を、東アジアにおけるコミニズムの浸透の防衛という観点から正当化することを可能にすると同時に、他方ではそれには、同時期の欧州政界の一部に共有されていた反ソ

感情に訴えることで、対列国関係を有利に展開するための媒介的機能を果たすことが予定されていたのである。それ故、防共概念の導入は、それが対象とするソ連邦の国際政治における広範な役割に対応して、連盟脱退以後孤立主義的傾向にあつた日本外交を、好むと好まざると、再び国際政治の動態に結びつける契機となつたと言つてよからう。

だがこのことは、日本の対外政策が、防共概念の下に論理整合的に展開されたことを意味するものではない。そもそも、防共概念の導入自体が、対外政策上の要請であると共に、対立する国内諸政治勢力の妥協の産物であつた。更に、以下の行論から明らかになるように、日中戦争の勃発は、防共概念の意味内容を、防共概念導入時のそれから、徐々に変質させる要因となつたのである。従つて、防共概念の意味内容は、国際環境及び日本の国内政治状況の変化に対応しながら、極めて広範なスペクトラムを描き出すものであつた。寧ろ、こうした防共概念の多義性こそが、混迷をきわめたこの時期の日本外交において、防共概念が多用された所以であつたのである。

こうした防共概念の多義性に最も敏感に対応したのは、言うまでもなく、片方の当事者であるソ連であつた。この時期のソ連外交の最大の関心が、いわゆる宥和政策におけるソ連の位置づけにあつたことから明らかなように、日本によつて提示された防共概念をどのように解釈するかという問題は、ソ連にとつて対日政策のみならず国際政治全般にわたる戦略と密接に関連していたからである。ソ連の極東地域における軍備増強に伴ない、この時期には、日本からの直接的軍事脅威は、少くとも満州事変期に比べれば軽減していたが、日本による防共概念の導入は、一面では、ソ連外交における日本の位置づけをこれまで以上に複雑化させるものであつた。表面的には、頻発する国境紛争以外には、さして起伏のないように見えるこの時期の日ソ関係においても、こうした防共概念をめぐる日ソ双方の思惑は、目に見えない形で火花を散らしあつていたのである。

本稿は、こうした問題意識にたつて、広田三原則の公表から独ソ不可侵条約締結に至るまでの時期の日ソ関係を、防

共概念の含意の変化とそれに伴う両者の防共概念への対応という観点から、再構成することを目的とするものである。²⁾従って、本稿では、両者の政策決定過程を徹視的に分析することよりも、防共概念の意味内容の分析を通して、いわばこの時期の外交空間の構図を描くことに力点がおかれる。こうした接近方法を取るのには、主として資料的制約によるものであるが、他方、このような形で、この時期の日ソ関係が置かれていた文脈を巨視的に概観することによって、比較的蓄積の少ないこの分野での研究史上の空白をうめることにも、多少の意味はあると思うからである。

二 防共概念の導入とソ連の対応

一九三五年十月七日、広田弘毅外相により、対中交渉の前提条件としていわゆる広田三原則（排日運動の停止・満州国の承認・共同防共）が中国側に提示されると、中ソ両国は俄に、水面下で活発な接触を開始した。広田三原則が提示された翌々日、早くも財政部長孔祥熙はボゴモロフ駐華大使に対して、中国が対日軍事抵抗を余儀なくされた場合に、新疆を経由して武器をソ連から受けとることは可能かと打診している。³⁾更に十八日蒋介石は、秘密軍事協定を含む「大なり小なり極東平和を保障する」中ソ協定の締結を、ボゴモロフに提議している。⁴⁾蔣の提議は、その後も長く続けられ、しかしついに実ることのなかった中ソ相互援助条約をめぐる中ソ交渉の開始を告げるものであった。蔣の提議の一週間後の二十五日には、中ソ文化協会の発会式が行われ、立法院長孫科が会長に就任した。⁵⁾当時聯合通信上海支局長であった松本重治は、この中ソ文化協会の結成をもって、日本の華北進出によって刺戟されたソ連が、従来の静観的対中政策から積極的な対中政策へ一歩踏み出したものとの観察をくだしていた。⁶⁾

松本の判断は正しかった。そもそも、広田三原則以前のソ連の広田外交評価は、必ずしも明確なものではなかった。

広田は紆余曲折を経ながらも、かねてからの懸案事項であった北滿鉄道売却交渉を、この年の一月に纏めることに成功していた。また広田の対中政策の基本綱領ともよぶべき前年の天羽声明に対しても、ソ連側の少くとも一部には、これを日本政府の「南進」の意図を示すものとして肯定的に受けとめる見解が存在していた。⁷⁾一九三五年前半に、日中親善の気運が一時的に高まった際にも、ソ連は、広田の親華政策の内実是天羽声明の延長線上にあるもので、その意図は中国の外国への依存を断ち切る点にあるという正確な観測をおこなっていたが、こうした広田の対中政策においてソ連の占める位置づけについては、必ずしも一義的な判断をくだしていたわけではない。天羽声明のプログラムの実行は、日本と列国、殊に日英間の対立を激化させることで、少くとも短期的にはソ連を利する結果をもたらし得たからである。⁸⁾

ところが、華北分離工作の進展と広田三原則の公表は、ソ連を著しく刺戟した。それは、対ソ戦のための戦略的拠点としては華北が日本の手中に入ることの意味しただけではなく、共同防共の名の下に蒋介石政権が、少くとも対ソ政策については完全に日本の支配下におかれる可能性を意味したからである。殊に、中国現地で日本軍の傍若無人な振舞いを眼のあたりにしていたボゴモロフには、こうした危機感が強かった。ボゴモロフは、十一月十日付の外務人民委員部宛書簡で、中国側の中ソ相互援助条約締結に関する強い希望を伝えた後で、私の見解としてこう主張している。

「彼らは皆、華北諸省の分離は、中国のみならずソ連に対しても、同程度に脅威を与えるものであると、再三再四強調した。私はこう考えたい。彼らが我々に知らせてくれる対ソ軍事同盟に関する日本の提案についての情報は、事実上合致するものであると。たとえ、ありうることだが、彼らが常にこの問題を、我々に何らかの手段を取らせようという隠れた希望の下に提起しているとしてもである。彼らとの今後の議論においても、私は上述の戦術、すなわち中ソ関係改善のためには可能なことは総て行なうという戦術を堅持せねばならないと考える。¹⁰⁾」

ボゴモロフの報告を受けて、モスクワは慎重に一步を踏み出した。十一月十九日、外務人民委員代理ストモニアコフ

は、ボゴモロフに対して、有事の際の新疆經由の武器販売に同意する旨の訓令を与えた。⁽¹⁾ また十二月二十八日にストモニアコフは、ボゴモロフに宛てた書簡において、日本の侵略に対する協力と相互援助に関する蔣介石の提案に同意し、日中戦争が実際に生じた際にはソ連は応分の援助を与える用意があることを指摘しつつも、蔣介石の対日態度は未だに徹底抗戦の段階に達していないとして、中ソ相互援助協定は時期尚早であり、それよりも蔣の実際の意図を明らかにすることを第一の課題として指示したのである。⁽²⁾

このようなモスクワの躊躇の原因の一つは、広田三原則に対する蔣介石の態度の曖昧さにあった。特に、一九三六年一月二十一日、第六十八議会において、広田外相が「支那政府モ……既ニ右三原則ニ賛意ヲ表シ、更ニ進ンテ最近ニ至ツテ右三原則ノ趣旨ニ則リ、日支親善提携ノ交渉ヲ開クコトヲ提議シテ参ツタノテアリマス」と、恰も中国の広田三原則承認を示唆するような演説を行なうと、ソ連側は驚愕した。ボゴモロフは翌二十二日、蔣介石を訪ねて、広田三原則に対する中国側の態度を正したが、蔣は明確な解答を与えることを避けた。⁽³⁾ この会見の翌日になって、ようやく国民政府は広田三原則承認を否定する声明を発表し、ボゴモロフは安堵で胸をなでおろしたが、このことはソ連側に、状況次第では蔣介石が日本の共同防共要求を承認する可能性を、改めて思い知らせたのである。ボゴモロフは須磨弥吉郎南・京総領事に対して、「支那政府ハ何等カ世界ニ対シ『クーデタ』様ノ新政策ニ出テ日本ト握手スルニアラスヤ」と述べ、不満を隠そうとしなかった。

モスクワを更に動揺させたのは、東京における二・二六事件の勃発であった。事件勃発の三日後、ストモニアコフはボゴモロフに対して、「日本での最近の事件は、我々の手にしている情報によって判断し得る限りでは、いずれの場合においても、軍部の極端分子の日本の政策に対する影響力の強化につながるものである。このことは、何よりもまず、中国における日本の侵略のテンポが速まることを意味する。」⁽⁴⁾と打電している。クーデタによって、一段と発言権を強めた

陸軍が、華北分離工作の拡大を推進し、蔣介石政権に対する圧力を強化するであろうことは、既に二・二六事件直後においてもソ連にとって明らかなことだったのである。

こうした状況のもと、ソ連は蔣介石との中ソ交渉については当面深入りを避け、日本及び中国の動向を注意深く観察する方針を決定した。すなわちソ連は、一九三六年三月十二日、ソ蒙相互援助協定をモンゴル人民共和国との間に締結し、日本を牽制する一方で、中国に対しては、中国の広田三原則に対する曖昧な態度がモスクワの印象を甚だ害し、中ソ交渉の遅滞の理由になっていると警告した⁽¹⁷⁾。これに対し、中国は反発し、中ソ交渉に関するソ連の誠意を問い直す一方で、ソ蒙相互援助協定については、外蒙における中国の主権を侵害するものとして、四月九日ソ連に抗議した⁽¹⁸⁾。こうして中ソ交渉は、一時的に頓挫をきたしたのである。

ところで東京では、青年将校反乱の鎮圧後、三月九日に広田内閣が成立した。ソ連は広田内閣に対しては、次のような評価を与えていた。ソ連の眼から見た時、広田はその政治的理念故にはなく、寧ろ政治的理念の欠如故に、二・二六事件後の日本において首相の座につくのにふさわしい人物であった。ストモニアコフは、三月二十八日付ユレネフ駐日大使宛書簡⁽¹⁹⁾において、「一方では軍事リファシスト・グループに、他方では宮中・実業家グループに股がりながら均衡を保っている無原則な立身出世主義者広田は、日本が経験している過渡的時期には最適の総理大臣である。」と述べている。二・二六事件以後の権力状況が、このように権力核を欠いたものであるならば、広田内閣が首尾一貫した政策をとることは不可能である。ストモニアコフは、右の書簡で続けてこう指摘する。「広田の政策は、かなりの程度、任意の時点における軍部と穩健派との意図の合成によるものとなるだろう。勿論、広田が陸軍の圧力のもとで時折鋭い決定を行なうことがあり得る日ソ関係においては、殊に揺れが予期されるのではあるが。」

ソ連が陸軍を牽制する勢力として、最も着目したものの一つは、実業界の動向であった。ソ連は、広田内閣下の馬場

財政にみられる準戦時経済体制への強行な移行が国民経済を圧迫し、潜在的な軍部批判を高めていることに注目していた。⁽²⁰⁾ 広田内閣は翌年二月に崩壊するが、その際ソ連が背景的要因として最も重視したのが、馬場財政に対する国民の不満であった。⁽²¹⁾ ソ連の着目したいま一つのもは、海軍の動向であった。広田内閣の下で、八月七日に決定された「国策の基準」⁽²²⁾には、「南方海洋殊ニ南洋方面ニ対シ我民族的経済的發展」をはかることが謳われていたが、こうした海軍を中心とした南進論の高まりは、ソ連にもある程度は伝わっていた。例えば、ユレネフは八月二十七日付リトヴィノフ外務人民委員宛書簡で、「我々は、日ソ関係の問題における陸海軍の激しい摩擦について、注目に値する充分に信頼できる情報を持っている。海軍、殊に永野海相は、対ソ戦にはつきりと反対している。」と報告している。尤も、駐日大使館からの報告は、南方への経済進出論の高まりにも拘らず、南進論はあくまでも第二義的なものであり、日本の主要目標は対ソ戦の準備と中国侵略とに置かれていたことを確認しており、⁽²³⁾ 当然のことながらソ連は、広田内閣の対ソ政策及び対中政策の展開には目を離すことができなかった。

日ソ関係については、ソ連は対ソ戦の可能性は当面後景に退いたものと見做していた。ユレネフは、七月二十三日外務人民委員部宛書簡で、「私は、我々に対する日本の敵意が深まったとも、また深まりつつあるとも考えない。疑いなく、現在のソ連国境の状況は静謐なものとは見做すことはできないが、私の考えでは、現在の条件で日本が、日ソ関係で何らかの真剣な冒険に走るとは思えない。」⁽²⁴⁾と述べているが、こうした考えはモスクワにおいてもほぼ共有されていたように思われる。事実、ソ蒙相互援助協定は一定の牽制効果を発揮し、これ以後国境紛争は日を追って減少した。⁽²⁵⁾ モスクワはこの時期、日本の対ソ政策が根本的な変更をみることはあり得ないが、華北分離工作の泥沼化と日本の国際的孤立化が、いわば息つぎ的に日本の対ソ政策を緩和する可能性はあるとの見通しをくだしていた。こうした緩和的政策には、ソ満国境の再画定問題についての譲歩のみならず、日ソ不可侵条約の締結すら含まれる可能性があるものとソ連は予想

していたのである。⁽²⁷⁾

従つて、この時期ソ連が最も心を砕いたのは、日中関係の帰趨であつた。ソ連にとつて望ましい形で日中関係が展開されるためには、少くとも次の二つの条件が中国側に揃うことが必要であつた。第一に、蔣介石が従来の「安内攘外」政策を撤回し、国共間に抗日戦争に堪えうる軍事的統一戦線が形成される必要があつた。⁽²⁸⁾第二に、前者と密接に関係するが、蔣介石政権が「共同防共」要求に代表されるような日本側の対ソ戦略への包摂を明白な形で拒絶することが必要であつた。既に述べたように、広田三原則の提示を機に中ソ間では頻繁に接触が持たれていたが、国共合作はその際の重要な論題の一つであつた。一九三五年十二月十九日、蔣介石はボゴモロフに対して、ソ連が中国統一に同情を寄せていることに謝意を表した後で、ソ連政府の中国統一に対する助力を依頼した。⁽²⁹⁾これを受けて、ストモニアコフは二十八日、ボゴモロフに対して次のような訓令を与えたのである。

「蔣介石と中国紅軍との相互関係の問題については、特に詳説する必要がある。この問題が我々の関心をひく理由、すなわち我々には、蔣介石が日本との軍事抗争をどういう形態のものと考えているか、そして彼の主要な軍事力が中国紅軍に対して使われるのかどうか不明であることを注意する必要がある。我々の確信する所では、蔣介石の軍隊と紅軍との統一戦線が実現しなければ、日本の侵略に対して徹底的に戦うことは不可能である。もし蔣介石がこの点に関して、抗日統一戦線を樹立する目的で、我々に彼等と紅軍との間の仲介を希望する旨を貴下に伝えた場合は、我々はこうした役割を引き受けることはできないが、蔣が中共と直接に交渉することは完全に可能である、と指摘せよ。⁽³⁰⁾」

こうした統一戦線の形成に関するソ連の強い関心を背景に、国民政府とコミンテルン・中共との接触が、モスクワと中国とでほぼ同時期に開始された。モスクワでは、一九三六年一月末か二月初め、駐ソ大使館付陸軍武官鄧文儀がコミンテルン及び中共代表王明と秘密会談をもち、コミンテルン二十七回大会の王明報告と王明の抗日民族統一戦線論に言

及した後、王に対して以下の三提案を行った。(一)中華ソヴェト政府を取り消し、この政府の全指導者と工作人員は南京政府に参加する。(二)対日作戦は指揮の統一がなければならないので、中国紅軍を国民革命軍に改編する。(三)国共両党間で一九二四—二七年に存在した合作形式を回復するか、その他の形式を作る。そうした状況下で、中国共産党は独立した存在であり続ける。他方、中国国内では、国民党中央組織部長陳立夫の指揮下で、国共間で一九三六年前半までに三回の秘密会談がもたれた。これらの国共交渉において、国民党側が提示した条件は比較的柔軟であった。蒋介石は一月二十二日、ボゴモロフに対して「紅軍が中央政府と統帥部の権威を認め、現在の編成を維持しつつ対日戦に参加することを基礎として、中共と交渉することが可能であると考えている。」と語っているが、国民政府は国民革命軍への指揮権の一元化を前提に、紅軍の抗日戦参加を歓迎した。更に、国共交渉の過程において陳立夫は、共産党の特別地区の存在を認めるなどかなりの歩みよりを中共に対して示したのである。³²⁾

こうした国共交渉の進展を、モスクワは歓迎した。三月十一日、孔祥熙と会見したボゴモロフは、孔から秘密裡に、蒋介石が既に統一戦線に関する国共交渉を開始していること、孔自身はこの交渉の成功を希望していることを伝えられているが、ソ連は様々な情報源から統一戦線運動の進展についての感触を得ていた。ボゴモロフは、五月三日付のストモニアコフ宛書簡において、張学良が単に原則論として紅軍と抗日のための協定を締結するのに賛成しているだけでなく、実際に張学良と紅軍とは停戦を行なっていること、張学良の配下にある將軍達も皆この点では同意していること、このことを示すものとして楊虎城は西安において学生の抗日宣伝に便宜を与えていること、³³⁾を伝えている。当時、張学良は西北剿匪副総司令として、楊虎城は西安綏靖公署主任として、それぞれ東北軍及び西北軍を率いて、陝北のソヴェト政権に対する「剿共」戦の最前線におかれていたが、張・楊いずれも内戦を停止し、中国国内の全勢力が一致して抗

日にあたることを希望していた。これに対して、中共中央は張・楊との交渉を進め、一九三六年春までには西北軍・東北軍と紅軍との間に局部的な停戦協定が秘密裡に成立していたのである。この停戦協定を受けて、四月九日、周恩来と張学良は延安で会談を行なったが、この会談で張学良は、蒋介石の全国統一の成果を評価し、蔣を統一戦線に含めることを主張した。これにより中共は、従来の「反蔣抗日」路線の撤回を迫られたのである。⁽³⁵⁾

こうした統一戦線運動の進展は、モスクワの蒋介石への評価を高めた。ストモニアコフは、五月十九日付のボゴモロフ宛書簡で、華北分離工作の進展、特に冀東密貿易の拡大が蒋介石政権の対日態度を硬化させ、蒋介石が日本に対する軍事抵抗の準備を進める契機となっていることを指摘している。⁽³⁶⁾ 実際、七月十三日の国民党二中全会における蒋介石の外交演説は、中国の譲歩できない一線を明確にし、これまでになく対日強硬的なものであった。また九月には、李宗仁・陳済棠・白崇禧等が六月におこした反蔣行動も解決し、蒋介石の国内基盤はこの点においても強化されていた。⁽³⁷⁾ ソ連は、西南派の指導者であった胡漢民の死が西南派の蒋介石からの離反を強め、両者が内戦状態に陥ることをかねてから危惧していたから、このことはモスクワにとって歓迎すべきことだったのである。

しかしながら、こうした蔣介石政権の基盤の強化が統一戦線の形成に持つ意味は、この時点では両義的であった。蔣介石政権の基盤の強化は、中国の対日抵抗能力を高めるといふ点ではモスクワの歓迎すべきものであったが、他方、自己の権力基盤に自信を深めた蒋介石が、「安内」の完成をはかるために再度中共への攻撃を強化する可能性も存在したからである。事実、十一月十日上海で陳立夫・張冲と播漢年との間でもたれた国共正式会談において、陳の提出した条件は、それ以前のものに比べて遥かに強硬なものであった。その後、陳立夫と播漢年は二度会談したが、両者の主張は平行線のまま十二月八日国共会談は決裂した。そして蒋介石は、国共交渉における態度の硬化と並行して、陝北の中共根拠地に対する軍事的圧力の強化をはかったのである。⁽³⁸⁾

蔣のこうした態度の変化は、ソ連側を困惑させた。ボゴモロフは十一月十六日付の電報⁽¹⁰⁾で、蔣介石がこの所自分との会見を避けており、またこれからも紅軍との了解ができるまでは会見を避け続けるであろうこと、しかもその紅軍との交渉たるや、統一戦線を初めとする基本的な政治問題を審議することなしに紅軍を国民革命軍の指揮下におこうとするものであり、到底紅軍首脳部に受け入れられるものではないこと、従って蔣の意図は、実際には紅軍の根絶に等しいことを報じ、こうした予測を裏書きするものとして次のような事実を伝えている。

「蔣介石が紅軍に対抗するため、十六個師団を——繰り返すが十六個師団をである——集めて総攻撃を開始したという情報を連日受けとっていることは、私の予測を確信させるものである。……蔣介石は張学良と紅軍との協定を知っており、それ故蔣は張を信用せず、紅軍の攻撃を自分の軍隊だけで行うことを決定した。」

折から蔣の「剿共」戦の再開は、川越茂駐華大使と張群外交部長との交渉の最終局面と重なっていた。蔣の統一戦線に対する態度の変更は、蔣が日本に対し少くとも一時的に妥協的な態度をとるのではないかという疑惑を、ソ連に与えた。ストモニアコフは、十一月十四日駐華臨時大使スピリバネクに宛てた至急電⁽¹¹⁾で、川越大使に張群が「共同防共」協定締結に合意を与えたこと、また現在既にこの協定が適用される地域と協力形態についての具体的交渉が進められていることを伝える完全に信頼すべき情報をソ連が入手したことを陳立夫に対して述べ、この問題についての陳の回答をスピリバネクが確かめるように指示した。川越張交渉は、実際にはこの時点で中国側の態度の硬化によって完全に行き詰りに達しており、日本側の要求した「共同防共」に関する事項には、中国ははっきりとした拒絶の意思を示していた⁽¹²⁾。それ故、十九日のスピリバネクとの会見の際に、陳立夫はソ連側の疑惑は根拠がないと明言した⁽¹³⁾。中国側の対日態度は、これ以後本格化した関東軍の内蒙工作によって更に硬化したが、こうした一連の事態による中国情勢の流動化は、モスクワに中国情勢の帰趨についての強い不安をもたらしたのである。

こうしたソ連の不安は、十二月十三日の西安事件の発生により頂点に達した。事件勃発の際のソ連の第一報が、この事件は日本及び汪兆銘等親日派の陰謀であるとの解釈をくだしたことは、余りにも有名である。十五日蔣廷黻駐ソ大使に對して、リトヴィノフが「私が心配なのは、この紛争を新たな侵略のために日本が利用するのではないかということだ。いずれにせよこの事件によつて、この所危機的狀況にあつた日本政府は救われることであらう。」と語つたように、ソ連は西安事件によつて内戰的狀況が起き、中国の対日抵抗力が著しく低下する可能性を懸念したのである。實際南京政府においては、親日派の何応欽軍政部長等の張學良討伐の主張が事件後一時的に優勢を占め、十六日何応欽は「討逆軍總司令」に任命され大軍の北上を命令した。モスクワの懸念は、杞憂ではなかつたのである。こうした中でコミンテルンは、蔣の釈放を要求する電報を陝北ソヴェト首府保安に打電し、中共は若干の抵抗を示しつつもこれに従つた。二十三日から宋子文・宋美齡と張學良・楊虎城・周恩來との間で西安で行われた交渉は、周恩來の仲介によつて順調に進行し、剿共政策の停止、紅軍との連合抗日、救国会議の招集等が決定され、蔣介石も口頭でこれを承認した。こうして蔣は、二十五日西安飛行場をたち、翌日南京に帰還したのである。

西安事件は、ソ連の対中政策において一つの画期をなすものであつた。すなわちソ連は、西安事件以後の「剿共」戰を停止した蔣介石を、名実共に抗日統一戰線の主体として認め、積極的な對蔣援助政策を打ち出すことを決定したのである。ストモニアコフは、一九三七年二月十一日付のスピリバネク宛電報で、次のような訓令を与えた。(一)中ソ兩國に共通する危険に對する兩國の協力關係を擁護し、この兩國關係を中ソ二國の相互援助條約として形づける。(二)それと共に、南京政府との間に、日獨防共協定秘密議定書に含まれているような内容とテキストを持つ友好協定を締結する。すなわち、締約国の一方は、締約国の他方を攻撃する可能性を持った第三國を利するような手段を取つたり、條約を締結したりしない義務を負うことを想定する協定を締結する。更にこの協定では、兩國が太平洋相互援助協定を速やかに締

結する義務を負い、太平洋協定が締結された瞬間に中ソ友好協定は自動的に解消する。(三)南京政府との間に、以下の三条件で軍事技術協定を調印する。⑦ソ連は中国に飛行機・戦車等の機械化兵器を売却する。その目的のため、中国に五千万ドルの借款を提供する。⑧ソ連で中国のパイロット・戦車兵を養成すると共に、必要な際には中国西北部の拠点の一つにある軍事学校にソ連の教官を派遣する。⑨甘肅經由の中ソ連絡ルートが脅威を受け、かつ中国軍司令部の要請があつた場合、飛行機と戦車の連合部隊を派遣し、中国軍に所屬させた上で、このルートの防衛にあたる。

この訓令は、抗日戦の際のソ連の対蔣援助を明確に規定した点で画期的なものであつた。日中戦争勃発後実現するソ連の対華援助政策は、既にこの時点で枠組が決定されていたといつても過言ではなからう。中ソ協定については、ソ連は恐らく対英米関係への配慮から、この後の交渉では、二国間協定よりも太平洋における集団安全保障協定を優先させる方針を打ち出していくが、いづれにせよ、一方で軍事技術的側面で積極的な対蔣援助を行ない、他方で極東国際政治全体については集団安全保障体制を樹立することにより日本を封じこめる方針が、この時点で決定されたのである。

しかしながら、こうしたソ連の新政策の前途は必ずしも明るいものではなかつた。その原因の一つは、皮肉なことに、西安事件以後の日本の対外政策がより穏健なものへと変化していった点にあつた。宇垣内閣流産後、二月二日に成立した林銑十郎内閣の外相に就任した佐藤尚武は、西安事件以後の中国統一化の趨勢を認め、従来の華北分離工作のような政治工作の撤回をはかることで、対中政策を転換すべく努力した。こうした佐藤による対中政策の転換は、対ソ戦準備を優先させる観点から対中・対英米関係の改善を意図する石原莞爾等参謀本部のスタッフによって強い支持をうけていた。⁽⁴⁹⁾

ソ連は、こうした佐藤による対中政策の転換を適確にとらえていた。ボゴモロフは、五月七日付のモスクワ宛電報で、⁽⁵⁰⁾

「最近行なつた多くの中国側要人との会談を基礎として見た時、日本の対中政策は實際若干『緩和』したように思われる」と述べ、中国側が経済交渉の前提条件として、殷汝耕政権の解消、塘沽協定及び梅津^{II}何応欽協定の廃止を要求していること、これに対して日本側は以下の経済的譲歩を中国から得ることができれば、確実に右の要求に同意するであろうことを指摘している。日本側の要求する条件とは、津石鉄道の利権、河北における棉花生産の管理、日本製品の関税引下げ、等の条件であり、ボゴモロフは津石鉄道の利権供与のみが中国にとつて受け入れ難いものであり、他の諸点については、日中間で協定ができる可能性は高いと見ていた。ボゴモロフは、日中間の一時的協定ができたとしても、日中関係は依然触発の危機的狀態にあり、こうした協定が永続するかは疑わしいと留保はしているが、それにしてもこうした日中関係の改善が、逆に中ソ接近の進展を阻む効果をもつたことは明らかであつた。ボゴモロフは、「我國の中国政府に対する提案が、日本の対中政策が最も軟化し、中国側に日本から最大限の譲歩を得ることができるといふ希望が開花した時期と重なつたため、我國の提案は……冷淡な反応を受けている。中国は、日本が何よりも中ソ協定を懸念しているのです。中ソ間のあらゆる交渉は現時点では日本との協定のため障害になると考えている。」^①と、この間の事情を説明している。

ソ連側の懸念は、佐藤外交が対英米関係においても徐々に実をあげていったことで、一層強まつた。日米関係については、ソ連はアメリカ国内において孤立主義的論潮が高まり、日本に対する非難が弱まつたことで、日米関係は好転のきざしをみせていると判断していた。しかもこうした日米関係の改善は、単にアメリカ国内の世論の動向によるものだけでなく、ソ連の軍事力の強化と中国ナショナリズムの擡頭のため、日本が積極的に対米関係の修復をはかつた結果でもあつた。前駐日大使で日本の国内事情にも明るかつたトロヤノフスキー駐米大使は、ワシントンで日米関係修復のための工作を懸命に行なつていた齋藤博駐米大使の活動を評して、「私には関係を損うために多くの活動を行なつてい

ように見えるのだが、今の所齋藤が幸運な外交官たりえるような状況が生じている。⁽⁵²⁾と皮肉をこめてモスクワへ報告している。

日英関係については、より一層両者の関係改善は明らかであった。中国情勢が一応の安定をみたこの時期に、これに代ってソ連が最も懸念したことは、前年末に成立した日独防共協定締結後、欧州情勢と極東情勢とがいかなる形で連動し再編されていくのかという問題であった。そもそも日独防共協定の締結に日本の外務省が踏み切った一つの理由は、同協定締結後これにイギリスを加入させることで、同協定が日英関係修復の一助となることを期待した点にあった。⁽⁵³⁾防共概念を媒介とした対列国協調の実現が、同協定には隠れた意図として予期されていたのである。実際には、イギリスは総じて日独防共協定への加入には冷淡な対応を示し、この点での日本の外務省の狙いは完全に期待外れに終わったが、ソ連にとってみれば、こうした防共概念を媒介とした反ソ連合が欧州と極東とを横断して形成されることは、考えうる限りの最悪の事態であった。外務省の「防共的国際協調主義」⁽⁵⁴⁾は、政府内政治の要請からあみ出された苦肉の策であり、それを支える実体的基礎は極めて脆弱なものであったにも拘らず、モスクワの眼には、実体以上に脅威を与えるものと映ったのである。

防共協定への加入は拒絶したが、佐藤による中国問題をめぐる日英協調の試みには、イギリスは積極的な態度を示した。イギリスは佐藤外交による対中政策の緩和を評価し、この方向を支援する形での日英交渉の開始を希望した。前年五月に駐英大使として赴任して以来、熱心な対英工作を行ないながらも冷淡な対応を受け続けていた吉田茂は、ここに及んで初めて日英交渉成立についての感触を得たのである。六月二日に吉田によってイギリス外務省に提出された非公式案は、表現上の点で若干の反対を受けながらも、草案の概要はイギリス外務省によって承認された。⁽⁵⁵⁾

モスクワは、日英交渉の進展については多大の猜疑を以ってこれを眺めていた。ストモニアコフは六月八日付のボゴ

モロフ宛書簡において、「全極東情勢にとって、現在ロンドンで行われている日英交渉は巨大な意義を持つ。軍部を含む日本の指導者層は、現段階では列強に抗した極東政策を継続することは不可能であると、ますます認めるようになり、こうした指導者層のイニシヤティブでこの交渉は始められた。日本軍部の対中政策の失敗……は、事実上の中国における勢力分割の提案を日本政府がイギリスに対して行なう必要性をもたらした。」と指摘し、華北と華中・華南とを、それぞれ日英両国が勢力範囲として確認しあうことが協議されていると伝えていた。ストモニアコフは更に、同書簡において、日英間の金融協力力の進展に触れ、イギリスが中国における暫定協定に多大の関心を示していることは疑いない事実であり、このためリース・ロスは吉田に対して、七年以上の期限と有利な条件を以って、巨額の長期クレジットを設定することを約束したと断定している。リース・ロスは吉田にこうした保障を与えていたかについては必ずしも明らかではないが、いずれにせよソ連が「勢力分割」を含む日英協定の成立する可能性を極めて高く見積っていたことが、これらのことから明らかになるであろう。

モスクワの佐藤外交評価は、このように極めて両義的なものであった。モスクワは、佐藤の西安事件以後の中国情勢に対応した対中政策の転換の努力を真摯なものとして認めていたが、そうであるが故に反って、佐藤外交の成功は中ソ離間を促進するものとして警戒された。防共協定の加入こそ拒絶したが、日英交渉の進展は、イギリスにおいて対日有和路線が再度擡頭してきたことを意味していた。日本外交史の文脈では、日中戦争前夜に国際協調主義路線への復帰を試みたものとして高い評価を与えられている佐藤外交の展開は、モスクワの眼には、「防共的国際協調主義」による東アジア国際政治の再編として映っていたのである。しかもこうしたソ連の疑念は、六月四日林内閣に代って第一次近衛文相内閣が成立し、外相の座に広田が返り咲いたことによつて一層強まった。広田三原則以降の諸経緯から見ても明らかのように、ソ連の広田に対する不信は極めて強かつたのである。ストモニアコフの次のような広田に対する評価は、日

中戦争直前のモスクワの日本外交に対する診断を、余すことなく伝えるものであろう。

「近衛Ⅱ広田内閣の政策がいかなるものであるかは、まだ良く分らない。だが恐らく、新内閣が全精力をあげてイギリスとの交渉を継続し、協定を纏めるため最大限のことを行なうことは疑いを得まい。勿論この事から、広田が以前のよくな形で対中政策を遂行することはないだろうということではある。だが、本質的には、広田の政策が佐藤のそれと全く異なるものであることは、恐らく疑いないことだ。無原則ではあるが、広田は軍ファシスト陣営の極端分子の要求をより大規模に考慮に入れることであろう。関東軍のチャハルでの行動は華北における新たな紛争の不吉な前兆である。日本の軍部が華北での仕事を継続することは明らかであろう。さしあたりは、より控えめに、ロンドンに注意を払いながらではあるが。」⁵⁸

三 日中戦争初期における日ソ関係の展開

一九三七年七月七日北京郊外の蘆溝橋で発生した日中間の軍事衝突の報が伝わると、モスクワには緊張した空気が漲った。モスクワにとつて、日中戦争の持つ意味は両義的であった。すなわち日中戦争の勃発は、一方では当面の間日ソ戦の可能性が遠のくことを意味したが、他方では予期せぬ形で日中間の軍事紛争にソ連が巻きこまれる可能性をも排除できなかつたからである。従つて蘆溝橋事件勃発後にソ連がまず第一にとつた方策は、日中戦争への直接的な介入を回避することであつた。十五日南京からの訓令を受けて蔣廷黻駐ソ大使がリトヴィノフに対して、日中戦争に関するソ連の態度を質した所、リトヴィノフは日中戦争に対するソ連の単独での調停を否定し、「もし米・英・仏が何らかの共同行動を提起することがあれば、ソ連政府はこれを検討することであろう。」と述べるにとどまつた。蔣が更に、日中戦争

がより拡大した場合ソ連から何らかの軍事行動を期待できるかと迫ると、リトヴィノフは、「この問題は余りに深刻かつ責任あるものなので、私自身は答えることができない。」と回答を避けたのである。⁽⁵⁹⁾

モスクワの緊張は、現地でボゴモロフが二国間の中ソ相互援助協定の可能性を中国側に仄めかした際に極度に高まった。⁽⁶⁰⁾ リトヴィノフは十九日、「中国に二国間相互援助協定の交渉を我々が行なう用意があると語るのには正しくない。我々はこれについては同意を与えていない」とボゴモロフを譴責した。「こうした問題を現下の状況で中国側が促進すれば、我々は日本との戦争に巻きこまれる。」⁽⁶¹⁾ というのがリトヴィノフの判断だったのである。四年余りにわたる中国在動生活の間、ボゴモロフは複雑な中国情勢をつぶさに観察し、抗日気運の高まりを肌身で感じていた。ボゴモロフは蒋介石の対日態度の揺れは充分承知していたが、他方当時の中国在動の多くの外交官によって抱かれていた日中戦争に対する道義的責任をボゴモロフもまた共有していたのであろう。⁽⁶²⁾ しかしそれは、クレムリンの許容する所ではなかった。ボゴモロフはその後本国に召還され、肅清の対象となつていく。⁽⁶³⁾

日中戦争の帰趨は、蘆溝橋事件後暫らくの間は必ずしも定かではなかった。事件勃発当初のボゴモロフの診断は、寧ろ事変の不拡大の可能性の方を高く見積つていた。ボゴモロフによれば、蘆溝橋事件の基本的原因は、それに先立つ日英交渉において、イギリスが事実上華北における日本の特殊権益を承認した点にあつた。イギリスの暗黙の了解を得て、日本は華北における軍事行動を開始した。河北・チャハル両省の実権を握る宋哲元は日本から強要され、冀察政務委員会は長い時間を経つつも、結局より対日従属度の高い冀東防共自治政府のような組織に改組される可能性が高い。もし日本が宋哲元に対する要求を、津石鉄道を含む経済利権の獲得と戦略的拠点の確保とに限定するならば、蒋介石は日本と妥協するだろうが、日本が河北・チャハル両省を分離しようとするならば、蒋介石は意に反して抵抗に向うだろう。だが日本の行動は、イギリスを刺戟しないために河北・チャハル両省に限定され、他の諸省（例えば山東省）へ踏みこ

むことはあるまい。上海についても同様であろう。⁽⁶⁴⁾

しかるに、事態はこうしたボゴモロフの予測を超えて拡大の一途をたどっていった。現地で二十九軍を率いる宋哲元は、飽くまで日本軍との武力衝突を避けようとして、十九日日本軍の要求の大半を受け入れた停戦協定に調印したが、日本側は二十八日早朝から二十九軍への総攻撃を開始し、三十日まで北平と天津は日本軍によって占領された。また上海においても、翌月十三日に日中両軍の戦闘が開始されたのである。こうした事態の展開に、ストモニアコフは苛立ちながら、「貴下から受けとっている事変に関する情報は全く不十分である。……中国で生じている特別に大切でしかも複雑な状況に関して方向づけを可能とするような電報を、我々は貴下から受けとっていない。貴下に協力者が少ないことは承知しているが、進行中の事件の極度の重要性に鑑み、持てる力を振り絞ってより多くの情報を我々に送るよう懇願する。」と、ボゴモロフに指示を与えている。⁽⁶⁵⁾

ところで、事変の急速な拡大は、蔣介石を決定的に対日抗戦に走らせる結果を生んだ。八月七日国防会議は全面抗戦を決定し、十二日国民政府は蔣介石を陸海軍総司令に任命した。こうして蔣は、十四日未明を期して上海で総攻撃を決行するよう命令し、日中間の全面衝突は決定的なものになった。⁽⁶⁶⁾ こうした蔣の態度をモスクワは評価し、七月二十九日党政治局は対蔣援助方針を正式に決定した。この決定では、(一)中ソ相互援助協定は、ソ連の対日宣戦布告に等しく、以前にもまして不適當である。(二)武器の調達については、十億中国ドルまで増額し、一年以内に供与する用意がある。飛行機及び戦車を二百機ずつ供与し、更に軍事教官を南京に送る用意がある。(三)武器供与については、中ソ不可侵条約の締結が前提条件である、の三点が確認された。⁽⁶⁷⁾ 八月二日ボゴモロフよりこの決定を伝えられた蔣介石は、飛行機の供与数を五百機まで増額すること、武器調達と不可侵条約を一組として扱うべきではないことを主張したが、中ソ不可侵条約の交渉に入ることには同意を与えたのである。⁽⁶⁸⁾

中ソ不可侵条約は、八月二十一日に調印された。この条約は、中国が反共陣営への加入を代償として日本と講和する可能性を予め排除し、またソ連が行動の自由を失うことなしに、南京政府をこれまで以上にソ連に依存させることを可能にさせた点で、ソ連の大きな外交的勝利であった。すなわちソ連は条約調印に際して、同条約二条の「締約国ノイズレカノ一方ガ、一マタハ二以上ノ第三国ニヨル侵略ヲ受クル場合ニハ、他方ノ締約国ハ全紛争期間中、常ニ右第三国ニ対シ直接ニモ間接ニモ、何ラノ援助ヲモ与エザルコト、竝ビニ一マタ二以上ノ侵略国ガ被侵略国ノ不利ニ利用スルコトアルベキ何ラノ行動マタハ協定ヲモナサザルコトヲ約ス」という条文によって、中国が共同防共協定のような反ソ的条約を締結しない義務を負うことを口頭で声明することを中国側に認めさせた。他方、日ソ不可侵条約については、中国に對して侵略も敵意も含意するものではないから、この条文の対象外とすることをソ連は条約締結に際して、中国側に明言したのである。⁽⁷⁾

従つて、八月三十日同条約の本文が公表された時、日本側の受けた衝撃は大きかった。国際関係につき広い視野をもち、後に改造後の近衛内閣の外相にも就任した宇垣一成は、その日記で、中ソ不可侵条約の締結について次のような感想を記している。

「吾人が多年唱道する日支の提携も、一派の努力し居る北支工作も、結局は滿州の独立を脅威せしめぬ為、更に打明けられた日露抗争の場合に背後側面の安全を確保し又物資の供給を受け度である。然るにソ支不可侵条約の成立は打明けた吾人究極の希望する目的は全然破壊せられたる形である。……要は支那として日本牽制脅威の一種の謀略であり、露としては日本に對する悪意の表現であるから、日本としては決して余所事として軽視してはならぬ。」⁽⁸⁾

宇垣のこのような見解は、当時孤立したものでは決してなかった。例えば、九月四日付の関東軍司令部の意見書「時局ニ関スル意見書」⁽⁹⁾では、「時局拡大シ特ニ『ソ』支不可侵条約ヲ公表セラレ容共政策益々露骨トナリタル今日、帝国

ハ須ク南京政府ニ対スル認識ヲ根本的ニ更改」する必要が力説されており、このため、南京政府に代る「支那ニ於ケル赤化ノ禍害」を防ぐ中央政府の成立を促進する一方で、当面華北においては強力な自治政権を樹立し確固たる防共地帯を設定し、「将来戦ニ於ケル一方面ノ脅威ヲ緩和スルコト」が急務の課題として挙げられている。すなわち、中ソ不可侵条約以後日本の対中政策の目標は、中国側の排日行動を支える南京政府の「容共政策」の廃絶に求められたのであり、日中戦争の遂行は、防共概念によつて正当化されるに至つたのである。九月二十三日に正式発足した第二次国共合作が、こうした「連ソ容共」という国民政府のイメージを一段と強化したことは言うまでもなからう。こうして日ソ関係もまたこれ以降、国民政府に対する対応をめぐつて、緊張の度合を高めていつたのである。

ところで中国は、九月十三日から開催された連盟総会に、日本の侵略行為は連盟規約、不戦条約、九ヶ国条約の明白な違反であると提訴した。ジュネーヴで連盟との交渉にあつていたりトヴィノフは、中国の連盟提訴を機に、リトヴィノフ自身がこれまで熱心に唱道してきた集団安全保障政策の枠組に、日中戦争の処理を組みこむことを意図した。リトヴィノフは二十五日、ジュネーヴからモスクワに次のように請訓した。

「中国問題の審議は月曜から始まつた。対中援助を希望する声は聞かれない。だが、誰かが他国を促すことは必要である。私見によれば、こうした役割を我々が果たすべきであり、このことは我々の対日関係を損うことはないと思うが、こうした指示を私は受けとつていない。どの程度まで提案において進むことができるかを知りたい。すなわち、侵略者として日本の釈明を要求するまでか、或いは金融更には経済制裁まで言及してよいのか。そうした制裁は日本から燃料を奪うだろうが、そのためには米・英・蘭・仏の同意が必要だ。私的な討論の場や委員会の席上で、こうした交渉をすることは可能か。指示を請う。」⁽¹³⁾

だが翌日モスクワから届いた電報は、リトヴィノフの集団安全保障政策へ向けてのイニシャティヴを完全に抑制する

ものであった。電文は、次のような指示を与えていた。

「我々にとつて、日本を侵略者として認めることも、日本に対して実効性のある制裁を与えることも望ましいことであることは、自明である。にも拘らず、貴下の指摘するような主要な諸国家の受動性を考えると、ソ連代表が日ソ関係を更に緊張させ新たに煽動の種を与えるような自殺的役割を果たすことは、政治的には適当ではない。しかしながら、他の連盟の構成員から、日本の責任を問い、日本を侵略者として認める問題をとりあげる真剣な見解が提出された場合は、この試みを積極的に支援すること。侵略者として認めるには全会一致が必要なので、こうした決議を首尾よく得ることができるかは疑わしい。もし仮に、予期に反してこうした提案が受理されて、自動的に制裁問題が生じた場合には、私的交渉のみならず会議の場においても、対日制裁について言及することを妨げない。」⁽²⁴⁾

事実、連盟における審議は、モスクワの悲観的な判断を裏書きするかのように進んでいった。総会は中国の提訴を審議したが、二十八日に日本軍飛行機による中国無防備都市の爆撃を非難する決議を可決したにとどまり、日中紛争の討議は、九ヶ国条約国会議に委ねられることになった。⁽²⁵⁾ 九ヶ国条約国会議には、同条約の署名国ではないソ連の参加も後になつて正式に認められたが、リトヴィノフはこの会議の召集には消極的な判断をくだしていた。総会が九ヶ国条約国会議の召集を決定した十月六日、リトヴィノフはモスクワに打電し、九ヶ国条約国会議構想はイギリスのイニシヤティブによるもので会議では中国の主張は抑圧される可能性が高いこと、それにも拘らずこうした決定がなされたことには、中国側代表顧維鈞の粘り強さを欠いた交渉態度にも責任があることを伝え、今後の見通しについては次のように述べた。

「私の印象では、イギリスが日本に遠慮せず、断固として日本を攻撃するのは、アメリカが歩みを共にする場合だけである。……もしローズヴェルトの〔隔離〕演説がもう少し早くなされたならば、疑いなくそれは決議に影響を及ぼしたであろう。総じて連盟は萎縮しており不活発であると考えるべきだ。今後の事件の展開は、アメリカの立場いかんにかか

ている。⁽²⁶⁾

イギリスのみならずソ連にとつても、日本との単独での衝突は、是が非でも避けねばならない事態であつた。ソ連が極東問題に介入的態度をとるためには、アメリカとの協力関係の樹立が必要不可欠であつた。実際十月五日のローズヴェルトのシカゴ演説は、アメリカが孤立主義的立場から一步踏み出す可能性を示唆するものであつた。当然のことながら、モスクワは、ブリュッセルで行われる来るべき九ヶ国条約国会議でアメリカのイニシャティヴが発揮されることを期待した。だがアメリカのブリュッセル会議への対応は、こうした期待を裏切るものであつた。会議の開会から二日たつた十一月五日早朝にリトヴィノフと会談したアメリカ代表デーヴィスは、ローズヴェルトのシカゴ演説にも拘らずアメリカ世論は孤立主義的傾向が強いこと、極東におけるアメリカの権益はイギリスよりも遥かに小さく、軍事的手段で擁護するほど死活的なものではないこと、しかもイギリスは欧州問題で手一杯で極東での共同行動の可能性はないことを指摘し、アメリカは会議で積極的な対日行動をとる意思のないことを、リトヴィノフに伝えたのである。⁽²⁷⁾

こうしてブリュッセル会議は、十一月二十四日何ら実りないまま閉会した。リトヴィノフは会議半ばでモスクワに引きあげ、外務人民委員代理ポチョムキンがこれを引きついだ。閉会后ポチョムキンは、会議の内容を総括した電報で、「ソ連を日本に衝突させようとして、イギリスのような列強が中国を犠牲にして日本と交渉することを好んだことは、我々自身にとつて明らかであつた。」⁽²⁸⁾と述べた。ブリュッセル会議の閉幕は、ソ連に西欧諸国への猜疑心を一段と募らせ、極東における集団安全保障体制の樹立の可能性を、少くとも短期的には断念することを余儀なくさせたのである。それはリトヴィノフ外交自身の将来にも、暗い影を落とすものであつた。⁽²⁹⁾

四 日中戦争の長期化と防共概念の変質

ブリュッセル会議が成果なく閉会したことは、蔣介石にとつても打撃であつた。会議の期日中、上海戦線は全面的に崩壊し、日本の南京攻撃は開始された。ブリュッセル会議の閉幕後の一月余りの期間は、抗戦の継続か講和の受諾か、蔣介石にとつて最大の岐路に立たされた時であつた。

日中間の講和の仲介に立ったのは、ドイツであつた。ドイツは従来から重化学工業製品や武器の輸出、軍事顧問団の派遣等を通して中国とは深い結びつきを持つており、日中戦争の拡大が中国問題をめぐる日独間の摩擦を招来することを恐れていたのである。ブリュッセル会議開催直後の十一月三日、トラウトマン駐華独大使は、日本側の和平条件を蔣介石に伝えた。内蒙古自治政府の設立、華北における非武装地帯の拡大、反日政策の停止、日本商品の関税引下げ等を連ねた日本側の和平条件を、蔣介石は戦前状態への復帰が和平の前提条件であるとして、これを拒絶した。この時点では蔣は、ブリュッセル会議の対日牽制効果に大きな期待を寄せていたのである。だがブリュッセル会議の閉会は、蔣からこうした期待を奪うものであつた。十二月二日、あらためてトラウトマンと会見した蔣は、華北における行政主権の維持を前提として、講和の一基礎として日本の要求を受諾する用意がある旨を伝えたのである。

こうしたドイツを仲介とした和平交渉については、ソ連は当初からこれを警戒し、情報の入手に努めていた。既に蘆溝橋事件から三週間後の七月二十八日において、ポゴモロフは対ソ交渉の窓口になつていた国民党中央執行委員張冲からの情報として、ドイツが日中間の調停に乗り出し、中国側の共同防共の受諾を前提に日本側が撤兵する構想を掲げて、国民党軍事顧問ファルケンハウゼンと上海総領事クリーベルが活動している旨を報告している。ポゴモロフは、こうしたことは大いにありうることはあるが、目下の所は中ソ交渉を促進する操作的意図によつて流された情報であろうと

注釈を加えているが、実際は七月末蒋介石はドイツに停戦の仲介を依頼していたのである。⁽⁸²⁾ 従来ドイツの極東政策から判断して、日中戦争の拡大がドイツにとって不利益をもたらすであろうことは、モスクワにとっても自明なことであった。ポゴモロフは、ファルケンハウゼンの華北入りに注意を促しながら、⁽⁸³⁾ 八月二十五日付電報で、「ドイツの極東における基本目標は中国を反共戦線に引き入れることにあり、ドイツは調停役を引き受け、日本に譲歩を迫るべく努めている。……思うに、全帝国主義国、殊に独・英・伊は、〔中ソ不可侵〕協定が中ソ接近をもたらすことを恐れており、日本と中国とを交渉させるのにあらゆる手段を取るであろう。」と報告している。

それ故ブリュッセル会議閉会後にトラウトマン工作が軌道に乗りかけたことは、ソ連を甚しく動揺させるものであった。ソ連は、トラウトマン工作の内容については、中国側から大旨正確な報告を受けていた。ブリュッセル会議開催中孔祥熙は、トラウトマンによって提示された和平条件を在華ソ連大使館に伝え、中国政府の拒絶の意思を表明していた⁽⁸⁴⁾が、蔣がトラウトマンに講和受諾の意思を述べた翌日の十二月三日、中国はドイツの休戦提案を受諾する意思を駐華ソ連大使に伝え、これをソ連政府に取りつぐよう要請したのである。⁽⁸⁵⁾ 驚いたモスクワは、急遽スターリン・ウォロシコフの連名で、蒋介石に対して、「中国政府の任務は、偉大な民族的政府の資格をもって発言することであり、決して脅威に屈服してはならない。」⁽⁸⁷⁾と打電し、蒋介石を牽制した。蔣はこれに対して六日、「ドイツの調停について貴下の回答は卑見と全く同一であります。敵の欺瞞に乗せられたりはしませんので、御心配なく。」⁽⁸⁸⁾との返電を与え、クレムリンをなだめたのである。

トラウトマン工作に対する蒋介石の態度は、蔣の置かれていた立場を反映して、自ら複雑なものとなった。まず第一に蔣には、日本国内の動向を注視しながら日本の講和締結の意思を見極める必要があった。次に講和の受諾にせよ拒絶にせよ、中国国内の意思統一をはかるため国民政府内の意見調整を充分に行い、政権の基盤を固める必要があった。更

に蔣には、交渉の決裂の場合を想定して、トラウトマン工作の内容を意図的に駐華ソ連大使館に漏洩することでソ連の危機感を煽り、ソ連からより実質的な援助を勝ち取るうとする意図があった。このことは南京陥落後の十二月二十六日、トラウトマンから新たな講和条件として、満州国の正式承認、賠償の要求等を追加した遥かに強硬な日本側の提案が伝えられると、一層強まった。二十八日蔣介石は武昌にてオレリスキー駐華大使と会見し、右の新たな講和条件の内容を伝え、オレリスキーに以下のことをソ連政府に取りつぐよう要請したのである。

「もしソ連が公然たる軍事力をもって対中援助に乗り出さない場合には、中国の敗北は避けられない。現在日本は既に華北において傀儡政府を創設し、その上で中国に安易な条件で和平を提案している。この点に関して中国の諸社会集団、殊に知識人層には、ソ連の参戦が望み薄として拒否されるならば、中国の敗北は必至であり日本政府を支持した方がましだ、という考えが強まっている。」⁽⁸⁹⁾

蔣の態度の揺れに対応して、トラウトマン工作の成否についてのソ連の見通しは、いくつかに分かれていた。東京の駐日ソ連大使館は、この工作は纏まる可能性が高いと見ていた。スラヴツキー駐日大使は、十二月十五日付の外務人民委員部宛書簡で、「日本が日中戦争をやめたがっていることは、当地では誰の目にも明らかである。短い戦争期間でさえ、日本に特別な困難をもたらしたのだから、更なる負担は国家の緊張を限界まで高めるであろう。」⁽⁹⁰⁾と指摘している。駐日大使館は、日中戦争前から、準戦時経済体制への強行的移行が日本経済に過重な負担を強いていることを再度報告しており、この観点から日中戦争の終結を予測したのである。これに対し新任のオレリスキー駐華大使の判断は揺れていた。オレリスキーは、十二月末日、トラウトマンによってもたらされた新提案をめぐる国民政府内の動向を報告し、汪兆銘・孔祥熙はこの提案に賛成らしいこと、白崇禧は交渉には賛成したが日本の撤兵を前提条件とすることに固執していること、白は南京から東京へ特使を派遣することを提案したが蔣介石はこれを拒絶したこと、蔣介石については様々な情報

があり、トラウトマン工作に明示的解答を与えなかったとするものと、講和の拒絶に対して責任はとれないが指導者を極秘裡に召集することには同意を与えたとするものと二説あること等を報告している⁹¹。

モスクワがどの時点で、トラウトマン工作の破綻を見通したかを正確に答えることは困難である。だが十二月二十六日の新提案の内容が伝わった時点で、蔣の態度が講和の受諾から徹底抗戦へと大きく傾いたと認めたことは、ほぼ確実であろう。ソ連は一九三八年一月一日の国民政府改組を、孔祥熙及び張群の行政院長・同副院長の就任を除けば、基本的には対日和平派の後退をもたらしたものと歓迎し、またこれによって国民党軍と紅軍との協力関係も強化されたものと見做していた。一月七日付のスラヴツキー宛書簡でストモニアコフは、日本の最大限綱領的な要求によって蒋介石が交渉の基礎を失ったことを明確に指摘している⁹²。こうしてトラウトマン工作は、一月十六日近衛首相が「国民政府を相手にせず」と声明を発表したことで最終的に挫折したのである。

トラウトマン工作の挫折は、ソ連の極東政策にとつて次の三つの意義を持つものであった。第一にソ連は、これによって日中戦争の長期化と蒋介石の抗日意志を最終的に確信した。これ以後ソ連が、蒋介石の抗戦意志に特に疑義を表明したことは管見の限り存在しない。ソ連はこれ以降、日中戦争に対する軍事加入は一貫して明白にこれを拒絶しつつも、武器援助や軍事顧問の派遣等対蔣援助を継続していくことになる。第二に、トラウトマン工作の挫折は、枢軸陣営内部の極東政策に関する不一致を明るみに出した。ストモニアコフは、一月二十四日付のオレリスキー宛書簡⁹³で、「日独伊は事実上の同盟関係の性格を持つているにも拘らず、……彼らの間では若干の——殊に極東問題における——意見の不一致がある。」と述べ、ドイツは日中戦争が日本の対ソ防衛力を弱め、また日独貿易を圧迫する要因になっていることに不満を持っていること、独伊間においても満州国の承認をめぐる両者は対立（イタリアは一九三七年十一月二十九日満州国を承認したのに対し、ドイツは対中関係に配慮して承認を延期）していること、ドイツは日中和平交渉にイタリ

アの加入を阻止し、またトラウトマン工作に際しても日本の和平条件に反対し、日本の条件を単に伝達しただけで積極的な斡旋を行わなかつたこと等を、例として挙げてゐる。

最後にソ連は、トラウトマン工作挫折による日中戦争の長期化が、英米の対日態度を硬化させる可能性に着目した。

一九三七年十二月末日イーデン外相はマイスキー駐英大使に対して、パネー号事件以後のアメリカの対日態度の硬化に言及しながら、極東における英米間の協力が急速に進展していることを伝え、連盟における英仏ソ協力の強化を訴えた。イーデンとの会談の報に接したリトヴィノフは、マイスキーへの返電で、「極東の事件はイギリス外交の最も暗い予測をも上まわつてゐる。ブリュッセル会議の際は、イギリスはまだ、上海が日本の侵襲の限界であり、何らかの形でイギリスの権益を守るのに役立つ日中間の調停役を果たすめぐりあわせになつてゐると思つてゐた。……日本がドイツに仲介先を乗りかえてから特にイギリスは、自分達は欺かれたのであり、日中戦争はイギリスの権益を完全に中国から駆逐するものであるということを理解し始めたのだ。」と述べてゐる。ソ連は三七年末、日中戦争に伴なう日英間の摩擦を解消するため訪英した石井菊次郎使節団が、イーデンのみならず元来親日的なチェンバレン等保守党指導者によつても冷淡な対応を蒙つたことに着目しており、また日本政府内部においても、末次信正内相に代表されるような強硬な反英論が擡頭していることに多大の関心を寄せていた⁽⁹⁶⁾のである。

日中戦争の拡大と長期化は、中国における日本の軍事行動を正当化する概念として用いられてきた防共概念に、徐々にはあるが確実な変化をもたらすことになつた。ソ連の対蔣援助は一九三八年に入つて一層本格化し、三月及び七月にはそれぞれ総額五千万ドルの借款協定が締結された。従つて日本側の眼から見た時、蔣の排日行動がソ連の対蔣援助によつて支えられてゐると思われたことは、全く理由のないことではなかつた。ソ連の対蔣援助は陸軍のみならず外務省も懸念しており、重光葵駐ソ大使は四月四日、ソ連の対蔣援助に伴なうソ連人飛行士の参戦についてソ連側に嚴重な

抗議を申し入れた。⁽⁹⁷⁾このためソ連は、日本の外務省は陸軍と協力して日ソ関係の悪化に努めていると判断し、広田と重光はその主導的人物であると警戒を強めていた。⁽⁹⁸⁾

しかしながら、日中戦争の拡大によって列国中最も直接的な損害を蒙ったのは、ソ連よりも、華中・華南に膨大な権益を持っていたイギリスであった。日中戦争の拡大は、ソ連と並ぶ「援蒋国家」としてのイギリスの存在を浮き上がらせ、日本国内における排英気運を高めたのである。こうした反英的主張を、元来ソ連を対象とした防共概念に含ませることは、少くとも論理上は困難であった。すなわち日中戦争の長期化は、それに正当性を賦与してきた防共概念の有効性を徐々に低下させ、防共概念をデ・ファクトに解体していく契機を内包したのである。⁽⁹⁹⁾ストモニアコフが、後述するようなチェンバレン政権下の宥和政策の展開にも拘らず、対日宥和は対独伊宥和よりもイギリス指導者内部での抵抗が大きいとの観測をくだしていたことは、この意味で注目すべきことといえよう。⁽¹⁰⁰⁾

だがソ連外交の前途は、決して明るいものではなかった。まず第一に、リトヴィノフの期待した極東における英米合作は遅々として進行しなかった。リトヴィノフは、イーデンが、連盟における英仏ソの協力関係を強化することでアメリカへの圧力を強め、アメリカの積極的行動を促そうとしていることを諒としたが、にも拘らず、イーデンがワシントンの根強い抵抗を突破しかねていることも認めざるを得なかった。⁽¹⁰¹⁾のみならず、イーデンはイギリス国内の保守派に押しきられ、二月二十日外相を辞職し、その座を対独宥和を主張するハリファックスに明け渡した。これによって、イギリスの対外政策は集団安全保障政策から対独宥和路線へと大きく傾くことになる。第二に、日中戦争の長期化は日ソ戦の可能性を大きく減じたとはいえ、日本国内の権力構造の不安定さを考えると、日本が突発的に対ソ軍事行動に転ずる可能性も、ソ連としては完全には排除できなかった。ソ連は、イーデンの退陣に伴なう欧州国際政治におけるソ連の後退に影響されて、日本の対ソ態度はしだいに硬化しつつあるとの観測をくだしていた。⁽¹⁰²⁾最後に、最悪のシナリオとして、

宥和政策の帰結として欧州及び極東国際政治から一切ソ連がしめ出された後、日独両国が同時に對ソ軍事行動を開始する可能性もあつた。論理的には、ソ連が孤立主義的政策に転じ、しかる後に日独兩國と和解するという選択肢もあり得なくはなかつたが、少くともこの時点においては、日本側は欧州情勢の展開を對ソ圧力強化のための好機と見做しており、日本がソ連に大胆な讓歩を行なう可能性は皆無に近かつた。

一九三八年の夏は、こうした最悪のシナリオが実現するかに見えた、ソ連外交にとつて試練の時であつた。欧州では、九月三十日にミュンヘン協定として結実するチェコ問題をめぐる宥和政策の展開があつた。他方極東では、七月十五日ソ満国境の張鼓峰で発生した軍事紛争が拡大の度を深め、これまででない規模での日ソ紛争へと進展していった。七月二十六日と二十九日に、ポチョムキンとストモニアコフはそれぞれ欧米及び極東の在外公館に書簡を送り、日中戦争の拡大は欧州情勢にも明瞭な影響を及ぼしていること、列国殊にイギリスは在華權益擁護のため日本の弱体化を希望しつつも、日本の中国での敗北を促進するような行動をとらうとはしていないこと、チェンバレン政府は独伊と共に、日中戦争から日本の手をひかせ、日ソ戦へと向かわせようとしていること等を伝え、各国政府の動向を各在外公館が詳細に報告するよう促した。

張鼓峰事件については、東京のゾルゲ諜報機関を通して、日本政府の不拡大方針をモスクワは周知していた。リトヴィノフは七月二十五日付の電報で、各在外公館に「国境全体の紛争を招来することを恐れて、日本は威嚇を實行しかねている、と考えるべき基礎は存在する。」と述べている。従つてモスクワは、事件の拡大を本国政府の意図によつてではなく、現地の関東軍が既成事実をつくり出そうとして行つたものと判断していた。他方中国は、張鼓峰事件の勃発を奇貨としてソ連の對日參戦を促そうとしたが、ソ連はこれには断固たる拒絶の意思を示した。孔祥熙は七月三十日臨時駐華大使ガニンに、張鼓峰事件に関する徹底した中国のソ連に対する支持の意思を伝え、對日軍事同盟の結成を促した。事

件の解決した後にも、中国は中ソ相互援助条約の締結を提起し、このため孫科を訪ソさせる意図を伝えたが、今回もまたモスクワの拒絶の意思は固かった。リトヴィノフは、孫科の訪ソに関して、「もし孫科が来たいというならば、勿論我々は止める気はない。だが訪ソの結果、我々の立場が変更するなどという幻想を彼に与えてはならない。」と、オレリスキー駐華大使に訓令したのである。

ソ連は張鼓峰事件を、欧州情勢を好転させるため最大限利用した。東京の不拡大の意思を知っていたモスクワは、全面戦争へと拡大する可能性はないことを見越して、戦線の「成果」について徹底したプレス・キャンペーンを張った。それは、肅清によつて弱体化されたと信じられていたソ連の軍事力を考慮すべき国際政治上の要因として再考させることを促し、ミュンヘン協定の成立を阻止しようとしたものであった。^⑩ 他方、張鼓峰事件の経緯は、日独間の極東問題についての不一致を再度明るみに出した。停戦協定の成立した八月十一日、リトヴィノフは各在外公館に宛てて、「我々の意思の固さと抵抗力、そしてドイツからの援助が幻想であることを日本は確信し、教訓を得た。ドイツは明らかに紛争の拡大に共感しておらず、欧州で手一杯であるという理由で、新聞でのプロパガンダ以上の援助を日本に与えようとはしなかつた。」と打電している。

極東危機と欧州危機との連動という最悪の事態は回避したものの、ミュンヘン協定の締結は、リトヴィノフが追求してきた集団安全保障政策の完全な挫折を意味するものであった。このことはソ連のみならず、抗日戦遂行のため列国からの援助を不可欠としている蒋介石政権にとつても衝撃であった。ミュンヘン協定締結の報を耳にした蒋介石は、直ちにオレリスキー駐華大使と会見し、ミュンヘン協定は欧州のみならず東アジアにも不可避的に衝撃を及ぼすものであると指摘し、「中国人民は、欧州の長期にわたる安定は不可能で、欧州戦は間近であることを良く知っている。すなわち中国は、日本がこの戦争に参戦することを控えるだろうと思つているし、その結果中国が単独で日本に抵抗することに

り、軍事的手段による欧州問題の解決が極東問題と分離されるだろうと思つてゐる。中国の孤立を恐れて、中国人民はソ連との相互援助協定を希望する。これはソ連の即座の参戦を意味するのではなく、中ソの緊密な関係を中国問題と欧州問題とを共に解決することを希望してのことである。⁽¹⁰⁾と述べてゐる。すなわち中国は、ミュンヘン協定によつて列国が極東から手を引き、対蔣援助の打ちきり等中国の孤立化が到来することを恐れたのである。

しかもこうした中国側の危機感には、十月に入つて武漢三鎮の陥落が決定的になつたことで一層高まつた。国民政府は日中戦争前から抗日戦の開始を予想して、沿海地帯の工場を武漢へと移転させてきたが、武漢の陥落は中国からいわば弾薬庫を奪うに等しく、これによつて国民政府は事実上の一地方政権へと転落する可能性すらあつた。⁽¹¹⁾十月十五日モスクワ駐在の楊杰駐ソ大使は、リトヴィノフに対して、「日本は何とかして武漢を奪取しようとしてゐる。軍事的には、武漢の陥落にはそれほど大きな意味はないが、政治的には事態は若干悪化するだろう。中国には多くの動揺した分子、すなわち親日派が存在する。漢口陥落後、彼らは擡頭して来た。漢口の陥落は団決と統一戦線に巨大な打撃を与え、抗戦力は若干失われた。日本は新たに傀儡政権を作ろうとしてゐる。」と、国民政府の窮状を訴えた。⁽¹²⁾当時国民政府の一部には、ミュンヘン會議以降、ソ連が積極的な対外政策から孤立主義的なそれへ転じ、対蔣援助も打ち切られるのではないかという危惧さえ抱かれていたのである。⁽¹³⁾

實際このころ、日本は秘密裡に対汪兆銘工作を進めており、汪の重慶脱出を促がしてゐた。十一月三日の近衛首相による東亜新秩序声明は、「東亜永遠ノ安定ヲ確保スヘキ新秩序ノ建設」が日本の戦争目的であると謳いあげると共に、「国民政府ト雖モ從來ノ指導政策ヲ一擲シ、ソノ人的構成ヲ改替シテ更生ノ実ヲ挙ケ、新秩序ノ建設ニ来リ参スルニ於テハ敢テ之ヲ拒否スルモノニアラス。」⁽¹⁴⁾と国民政府へ呼びかけてゐた。日本側の呼びかけに応じ、汪兆銘は十二月十八日重慶を脱出し、昆明經由でハノイに到着し、二十九日和平交渉に應ずべきことを呼びかけた通電を、国民党中央と蔣介石に

発した。これに対し国民党中央は、翌年一月一日汪の除名を決定し、拒絶の意思を鮮明に打ち出した。他方東亜新秩序
 声明は、九ヶ国条約を原則的に否定するものであったから、アメリカの態度を著しく硬化させた。アメリカは、十二月
 十五日国民政府に二千五百万ドルの借款を供与することを発表し、三十一日には日本の中国における新秩序要求を承認
 しない旨の対日通牒を日本政府に突きつけた。⁽¹⁰⁾ アメリカの極東問題への介入は、モスクワが首を長くして待っていたも
 のであったが、ここにおいて漸くその一步が実現したのである。

こうした極東情勢の流動化を背景に、一九三九年一月四日近衛内閣は総辞職し、翌日平沼騏一郎内閣が成立した。ソ
 連は近衛内閣の総辞職を専ら、同内閣の中国政策の崩壊という観点から捉えており、平沼内閣による極東政策の転換の
 徴候を全力をあげて探ろうとした。東京で諜報活動を行っていたゾルゲは、一月二十三日の報告で、陸軍を、(一)中国全
 土が占領され全外国勢力が中国から退場するまで戦争を止めないグループ、(二)中国と和平を求め、対ソ戦に勢力を集中
 するグループ、(三)華中・華南での作戦の停止を望み、対ソ戦の展開のための基地としてモンゴル・華北のみを安定させ
 ようとしているグループ、の三者に分類し、(二)には関東軍、(三)には板垣征四郎、寺内寿一等の諸将官が含まれ、平沼自
 身の立場も(三)に近いと報告している。実際平沼は、日中戦争の長期化がデ・ファクトに中国の共産化を促進している事
 態を憂慮し、たとえ排日であっても容共ではない統一政権の存在を望ましいとした。平沼には、こうした観点から蔣介
 石とも停戦交渉を行なう意思があったのである。⁽¹¹⁾ ゾルゲは、四月二十三日付の報告で、宇垣系の小磯国昭が同月七日拓
 相に就任したことに触れながら、小磯の講和意志の固さと講和構想の柔軟さ（蔣介石との交渉を可とする）に注目して
 いるが、このことは、平沼内閣の中国政策の内容についてゾルゲの理解が深まったことをも意味するものであろう。

従ってソ連としては、こうした平沼の対中政策を牽制するためにも、蔣介石政権をソ連に引きつけておくことが必要
 であった。一九三九年一月二十一日から三十日にかけて重慶で開催された国民党五期五中全会は、党・政・軍を一元化

した国防最高委員会を設置し、その委員長に就任した蒋介石に権限を集中させた。こうして独裁体制を固めた蒋介石は、反共政策に着手し、このため国共間の武力衝突は各地で発生した。⁽¹²⁾しかしながらソ連は故意にこうした国共間の軋轢を無視し、蒋介石政権下の抗日統一戦線の安定と強化を新聞紙上で大々的に報道した。⁽¹³⁾日本の上海特務機関の報告によれば、モスクワは五中全会における重慶政府の改組に際して、共産党系の入閣を禁じ国民党左派による改組が実現さるべく指令を与えたという。この情報の真偽を今確認することはできないが、英米殊にアメリカの対蔣援助方針への転換が明らかになったこの時点において、ソ連が対英米関係への配慮から、中国共産党の活動を抑制する行動をとったことは、あり得ることのように思われる。この特務機関の情報に接した畑俊六軍事参議官は、「近来第三インテラーは全面的に退歩する如く見せかけ、第二インテラーを表面に立たしむる如く指導しある様なり。過般の英国の我国に致せる抗議中防共に関して一言も述ぶる処なし。英国大使館付ピゴット少将の言によればこれは英国が尚国際連盟にある為蘇に対する気兼遠慮なりと。」⁽¹⁴⁾と日記に感想を記している。

畑がいみじくも指摘したように、極東国際政治を律する枠組として、防共概念はその有効性を著しく失いつつあった。一九三八年末の東亜新秩序声明は、欧米列強の極東からの退場を事実上宣告したものに等しく、防共概念に包摂されない反英論の擡頭を決定的に促したからである。極東における集団安全保障政策の後退にも拘らず、日中戦争以後ソ連がその極東政策に変更を加えなかつたのは、前述の蒋介石の抗戦意志に対する評価と共に、こうした防共概念の変質に対する見通しが、ソ連側にあつたからではあるまいか。⁽¹⁵⁾従つて問題は、こうした極東情勢の変化が欧州情勢とどういふ形で連動するかであつた。事実平沼内閣の最大の懸案は、防共協定強化問題であつた。⁽¹⁶⁾駐日ドイツ大使館にゾルゲは日参し、可能な限りこの点についての情報蒐集に努めた。ゾルゲは四月九日、オットー駐日独大使からの情報として、大島浩駐独大使の再度の軍事同盟の提案に対し、日本政府は長い審議の後ソ連を対象とした軍事協定のみ同意を与えたこ

と、外務省は民主国家に対する協定に加入することは合意しつつも、アメリカとの良好な関係を最終的に失なうことを恐れてこの協定に反対していること、にも拘らずオットー大使は早晩同盟の締結を日本は余儀なくされるだろうとの見通しを持つていること等を伝えている⁽⁸⁾。更に十五日ゾルゲは、独伊の対ソ戦開始の際の日本の無条件の参戦をオットーからの情報としてモスクワに打電したのである⁽⁹⁾。

モスクワがこの報を受けとった頃に、モスクワにおける英ソ交渉は大詰を迎えていた。一九三九年春のドイツによるチェコ占領を受けて、イギリスは漸く重い腰をあげて、宥和政策の転換に乗り出し英ソ交渉を開始した。四月十五日イギリスはポーランドの保障に関する提案を提示したが、ソ連は十七日英仏ソの相互援助条約を内容とする反対提案を提示した⁽¹⁰⁾。十九日マイスキー駐英大使はロンドンを発ち、状況説明のためモスクワに向かった。モスクワの外交団では、マイスキーの報告を待つてソ連は英ソ交渉の態度を鮮明にするであろうとの観測がなされていた⁽¹¹⁾。しかるに、モスクワの外交団を驚愕させたのは、五月三日のリトヴィノフの外務人民委員辞職の発表であった。「平和は不可分」のスローガンを掲げ内外の反対派を押えて精神的に集団安全保障政策を追求してきたリトヴィノフは、外交経験に乏しく孤立主義的傾向の強いモロトフに今やその席を譲り渡したのである。

リトヴィノフの解任は、その直前の四月二十八日のヒトラー演説においてソ連への攻撃的言辞が全く見られなかったことと相まって、ソ連が集団安全保障政策から孤立主義的政策へと転換する兆候として受けとめられた。例えば重光駐英大使は、モロトフの登場によるソ連の孤立政策への転換が独ソ接近をもたらす可能性について、モロトフの外相就任直後から警鐘を鳴らしている。大粛清を駐ソ大使として眼前で迎えた重光は、ジダーノフ等の外務人民委員部攻撃に早くから着目していたのである⁽¹²⁾。しかも、こうした判断は単に独伊との提携に反対する外交官のみに限らず、独伊提携を熱心に推進してきた陸海軍事務当局にも共有されていた。海軍内でも有数の同盟推進派であった柴勝男軍務局長は、五

月九日付の意見書で、「稍牽強ノ嫌ナシトセザルモ独逸ノ一部(特ニ陸軍及財界)ニ潜在スル親露ノ氣運ヲ利用シ独側ヨリ發動セシメ日蘇国交調整ヲ行フコトモ考ヘ得ザルニ非ズ。(最近「リ」ノ失脚、「ヒ」總統ノ声明ニ片言隻語ノ共產主義攻撃ナキコト、駐米武官ノ報告等ニ徴シ独蘇間ノ緩和ハ無稽ニアラス)」と主張している。同様に陸軍事務当局も、「独蘇国境を接せざる今日及近き将来に於て独伊対蘇戦の発生は絶無」であることを認めたのである。こうした認識を背景にして、六月十日付の海軍省調査課の内部文書は、独ソ貿易の将来性に言及しながら、大胆にもこう述べている。

「独伊の民族的全体主義とが防共協定等もその国家発展の線と沿ふ場合の一名分であつて、その国家発展と矛盾又は合致せざる場合は之を何時でも捨てるに躊躇しない。外交の目的は凡て利害である。之を主義とか思想とかに結び付けんとするならば、そこに思想の混濁があり、内は国民、外は列国を迷はしめ易い。此点は独伊同盟は卒直と云へやう。……經濟が政治外交を誘導するか、政治外交が經濟を支配するかは一概に断定できないが、既にゲルマン民族の大独逸統一の素志をほぼ完成したヒトラーにとり独蘇関係は今や防共の如きイデオロギーを離れて純利害関係に立ち、頗る微妙なる立場にある事を知らねばならぬ。」

枢軸派の陸海軍事務当局にとつてさえ、防共概念の事実上の失効宣言と独ソ提携を前提とした日ソ関係調整の期待感が表明されているならば、ミュンヘン會議以降ソ連の孤立主義路線の採用を何よりも恐れていた重慶政権が、リトヴィノフの退陣に著しい動搖を示したことは当然であつた。モスクワでの英ソ交渉をかたずをのんで見守っていた蔣介石は、再三にわたつてモスクワの孫科に、英仏ソ相互援助条約の保障範圍を極東に拡大するようスターリンに圧力をかけることを命じた。スターリンが孫科との會談を避けて続けることに不安を募らせていた蔣介石は、リトヴィノフ解任の報を耳にすると、これが対日外交方針の変化と連動しているものと懸念した。五月二十二日付の孫科宛電報で蔣は、「ソ連が俄に態度を変更したことは誠に意外である。但し、その変化如何に拘らず、我方は既定の方針に従つて進んでいく。

たとえソ連が援助を与えなくても我々は意に介しない。」と悲愴な覚悟を伝え、「ソ連の対独妥協と対日諒解とが中国の抗戦援助の停止を前提条件としているとの消息が伝えられて久しいが、この説が真実とは私は信じない。」と敢えて言い切り孫科を激励したのである。

重慶の甚しい動揺を前にして、モスクワは蔣を慰撫する必要性を感じた。六月十四日締結された中ソ通商条約の祝賀会で、スターリンは孫科に、蔣介石の中ソ同盟による東亜大局の維持という構想には賛成であるが、英米の猜疑心を買うことは中国にとって不利なので、英米が極東に積極介入を行ってから後に中ソ同盟を締結すべきであると伝えた。スターリンは更に国共関係に触れ、「抗戦以前、中国左派（則ち中共）は中ソ国策を知らず誤りをおかした後に、ソ連方面の懇切な指導を経て、やっと心の底から誠実に貴下を擁護し抗戦建国を指導することになった。今後中国の団結は日々固まるであろう。国共間には決して問題はない。」⁽¹⁰⁾とまで言い切ったのである。更に翌月九日には、スターリン・ウォロシロフ連名の書簡が蔣介石に送られ、ソ連は対蔣援助の継続を確約したのである。

この書簡が蔣のもとに届いた頃、日本は一方ではソ満国境のノモンハン地区で大規模な国境紛争を抱え、他方では天津租界の封鎖によってイギリスとの対立を深めていた。それは、日中戦争後まがりなりにも統一性を保っていた日本の外交目標が、完全に「防共」と「反英」とに分離したことを意味するものであった。次のようなスターリン・ウォロシロフの蔣介石宛書簡の一節は、こうした日本外交の矛盾を端的に指摘したものであった。

「日本は貴国との作戦を二年経過しているが、未だ勝負を見ていない。日本は既に平衡を失い、神経錯乱を開始し、その挙動は常軌を逸している。イギリスを攻撃し、ソ連を攻撃し、外蒙を攻撃するのを見れば、これは皆毫も理智なき挙動である。これらは日本の弱点の暴露なのだ。日本の此の種の行動は、誰も彼をも仇敵とするものである。……まさにごく近い将来において、日本は貴国が得たものと比較して百倍も激しい報復を受けるであろう。」⁽¹¹⁾

五 結びにかえて——独ソ不可侵条約締結後の転換

一九三九年八月二十三日に締結された独ソ不可侵条約が、これまでの欧州情勢を一変するものであったことは言うまでもない。すなわち、これにより欧州戦争の勃発は不可避的となり、事実翌月三日欧州戦争は開始された。日本においても八月三十日、平沼内閣がいわゆる「複雑怪奇」声明を残して総辞職したことは余りにも有名である。この意味で、独ソ不可侵条約の締結が日本の対ソ態度に大きな変更を迫るものであったことは明らかである。

しかしながら、より細かく検討してみた時、我々はこうした日本の対ソ態度の転換が、日中戦争の長期化に伴なう防共概念の空洞化によつて既に独ソ不可侵条約以前に水面下において準備されていたことに気付く。枢軸派の海軍事務当局に、独ソ提携による日ソ関係の調整という構想が既に五月の段階で抱かれていたことは前節で指摘した。従つて、彼等が独ソ不可侵条約によつて受けた衝撃は、通常予期されているものよりも遙かに軽微なものであった。海軍内の枢軸派の代表であつた柴勝男、横井忠男、吉田英三等は独ソ不可侵条約締結直後から、ドイツの海軍駐日武官ヴェネカーと密接な連絡をとりつつ、ドイツの日ソ関係の仲介と反英同盟の締結とを繰り返し要請している。彼等にとつて、独ソ不可侵条約の締結は、「防共」と「反英」の二本立てであつた日本の外交目標を後者に一本化することで、却つて事態を明朗にするものであつたのである。

こうした日本側の対ソ態度の変化は、モスクワとしても歓迎するものであつた。ソ連が日中戦争の長期化に伴なう反英論の擡頭に強い関心を寄せていたことは既に述べたが、独ソ不可侵条約締結前のソ連のディレンマは、こうした反英論の中心的担い手が、同時に防共協定強化論の強力な推進者でもあるという点にあつた。独ソ不可侵条約の締結は、このディレンマを解消した。英米との協力関係の樹立が当面遠のき、枢軸派が反英親ソ論を唱え始めた今、ソ連としては

日本外交における「防共」から「反英」への転換をためらう理由は存在しない。こうしたソ連外交の転換についてここで詳述する邊はない。だが、日本側によって傍受された次の外務電報は、こうした転換を我々にまざまざと印象づけるであろう。十月一日外務人民委員部から駐日大使館に発せられた電報には、次のような指令が記されていた。

「一、日本ノ反蘇の方面ノ反抗ニ動揺セシメラルコトナク其ノ社会的諸「グループ」ニ対シ日蘇協調ガ対支並ニ対米親善協定ヲ促進スベシトノ煽動ヲ継続スルヲ要ス。

二、之ガ為メ左ノ如キ情報ヲ流布スベシ。

(イ) 蘇連ハ日本ニ対シ實質的ニ支那市場ニ於ケル優先的地歩ヲ保障シツツ事変以來ノ対支交渉ヲ仲介スル用意アリ。

(ロ) 日本ガ蘇連支那及米ノ反抗ヲ受ケザル時ハ英ノ開放セル亜細亞太平洋市場ヲ獲得シ得ベク、又英ガ東部亜細亞ニ於テ占メ居リシ政治經濟的地歩ヲ占領シ得ベシ。

(ハ) 日本ガ蘇連ト協調セバ馬來半島次デ馬來諸島或ハ印度ヨリ英ヲ驅逐スル目的ヲ以テ行動スベシ。

(ニ) 日本ガ蘇連ヲ敵視スルニ於テハ蘇支米三国協同ノ反抗ヲ克服シ得ザルベシ。

三、右情報ハ出所ヲ秘匿シ流布スルヲ要スルモ対蘇対支協定ノ為メ反英「グループ」ヲ利用スルヲ要ス。

四、蘇連ノ主ナル目的ハ日本ノ支那征服ヲ柳制^シスルニ存ス。

(一) なお、防共概念の導入をめぐる諸経緯については、拙稿「日本外交におけるソ連観の変遷」(『国家学会雑誌』97巻3・4号 一九八四年)第三章を参照。

(二) なお、この時期の日ソ関係についての先行業績としては、平井友義「ソ連の動向(一九三三年〜一九三九年)」(日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』第四巻、朝日新聞社 一九六三年、所収)及び、Jonathan Haslam, "Soviet Aid to China

and Japan's Place in Moscow's Foreign Policy, 1937-1939" in Ian Nish ed., *Some Aspects of Soviet-Japanese Relations in the 1930s* (London 1982) が代表的なものである。

(3) Документы Внешней политики том XV III (Москва 1973) ppm. 227 стр.662.(以下同資料集の引用については DBI XVIII の如く略す)

(4) Там же, док.389 стр.537-8.

(5) Там же, док.391 стр.539.

(6) 松本重治『上海時代』上(中公新書 一九七四年)一五四—八頁。

(7) DBI XV II (Москва 1971) док.164, Мэйスキ—駐英大使の外務人民委員部宛書簡にこうした判断がみられる。

(8) DBI XV III ppm.75 стр.626.

(9) なお、こうした日英対立をもたらしたものの一つであるリース・ロス使節団の役割についてのソ連の評価については、前掲平井論文、三二〇—二頁。

(10) DBI XV III ppm.228 стр.663.なお有吉明駐華大使の報告によれば、ボゴモロフは一九三五年末張群外交部長に対し、華北における対日共同戦線の必要を説き、軍事協定の締結を勧説し、これと交換に新疆におけるソ連の活動を停止し、また外蒙における中国の通商活動を認めるという提案を行ったという(「帝国ノ対支外交政策関係一件」第六卷A一・一・〇・一〇昭
和十一年一月三十一日有吉—広田機密大七〇号 外務省外交史料館所蔵)。

(11) DBI XV III ppm.227 стр.663.

(12) Там же, док.455 стр.601-603.

(13) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下(原書房 一九六五年)三二六頁。

(14) DBI XIX (Москва 1974) док.24 стр.35-8.

(15) 昭和十一年一月二十七日須磨—広田第五九号(前掲「帝国ノ対支外交政策関係一件」所収)。

(16) DBI XIX ppm.29 стр.727.

(17) Там же, ppm.15 стр.723-4.

(18) ストモニアコフは、ソ蒙相互援助条約に対する中国側の抗議の背景には、日本の圧力があると見做していた(Там же,

- （19） Там же, док.106。
 док.163）。
- （20） 例えば、一九三六年七月二十八日付ストモニアコフのユレネフ宛書簡（Там же, док.234）。
- （21） 例えば、ДБП XX（Москва 1976） док.14 стр.34-5。
- （22） 前掲『日本外交年表並主要文書』下 三四四頁。
- （23） ДБП XIX ปรим.116 стр.750。
- （24） Там же, прим.140 стр.755-6。
- （25） Там же, прим.110 стр.749。
- （26） 前掲平井論文 二八七—八八頁。
- （27） ДБП XIX док.326。
- （28） なお日中戦争前における蒋介石の国共合作の試みについては、井上久士「国民政府と抗日民族統一戦線の形成——第二次国共合作論への一視角——」（中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』汲古書院 一九八六年、所収）が詳しい。以下の叙述も、これに依る所が多い。
- （29） ДБП XVIII док.453。
- （30） Там же, док.455 стр.602。
- （31） ДБП XIX док.24 стр.36。
- （32） 前掲井上論文 三二四—五頁。
- （33） ДБП XIX прим.15 стр.724。
- （34） Там же, прим.84 стр.740。
- （35） 石島紀之『中国抗日戦争史』（青木書店 一九八四年）四三—四頁。
- （36） ДБП XIX док.159。
- （37） 前掲井上論文 三二六—九頁。
- （38） ДБП XIX док.159 стр.271及 прим.86 стр.741。

- (39) 前掲井上論文 三二八—九頁。
- (40) DBI XIX dok.348 ctp.541-2.
- (41) Tam же, dok.362 ctp.572-3.
- (42) 島田俊彦「華北工作と国交調整」(日本国際政治学会編『太平洋戦争への道』第三卷、朝日新聞社 一九六二年 所収)二一七頁。
- (43) DBI XIX прим.216 ctp.777.
- (44) 『Правда』1936.12.14
- (45) DBI XIX dok.413 ctp.669.
- (46) 前掲『中国抗日戦争史』四八—九頁。
- (47) DBI XX(Moskva 1976) прим.28 ctp.701-2.
- (48) 例えば、一九三七年三月十一日リトヴィノフの蔣廷黻駐ソ大使への説明(Tam же, dok.64 ctp.117-8)。なお、王寵惠外相は、ポゴモロフからの太平洋協定及び中ソ協定の提議について、この種の提案は我國の存亡にかかわる問題であるから、軽々に拒絶や受諾はできない、慎重に考慮してから解答すべきだ、との意見書を蔣介石に送っている。(『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第三編 戦時外交(二)』台北 一九八一年、三二五—六頁。なお、同資料集の利用に際しては塚本元法政大 学助教授の御教示を得た。同助教授に対して厚くお礼申しあげる。)
- (49) 白井勝美「佐藤外交と日中関係」(入江昭・有賀貞編『戦間期の日本外交』東京大学出版会 一九八四年)。
- (50) DBI XX dok.141 ctp.232.
- (51) Tam же, прим.93 ctp.720-1.
- (52) Tam же, dok.114 ctp.178.
- (53) 有田八郎「人の目の塵を見る」(大日本雄弁会講談社 一九五八年)。
- (54) 『日本歴史大系 近代II』(山川出版社 一九八九年) 五〇四—五頁。
- (55) この概念については、前掲拙稿第三章。
- (56) ション・ダワー・大窪愿二訳『吉田茂とその時代』上(TBSブリタニカ 一九八一年) 一八〇—四頁。

- (57) DBIT XX, dok.193, стр.301.
- (58) Там же, док.193, стр.302. なお、スターリンは日中戦争勃発後、モスクワ駐在の楊杰参謀次長及び張冲に対して、日本の政権は広田によって操縦されており、近衛は傀儡に過ぎないと語っている。(前掲『中華民国重要史料初編——対日抗戦時期第三編 戦時外交(二)』三二五頁)
- (59) Там же, прим.143, стр.735.
- (60) Там же, док.246.
- (61) Там же, прим.148.
- (62) 因みに、ハルビン機関が傍受したスラヴツキー駐日大使の八月十六日付モスクワ宛の電報では、「共產軍ハ南京政府ヲ操縦シアルモ支那ニ於ケル反日氣運ハ逐次衰退スヘク、實際蘇連側ハ支那ヨリ逆ニ攻撃ヲ受クル虞アリ。日本ハ消耗セル国力、国費ヲ支那ニ依リ補填スルヲ得ヘキモ、蘇連ハ何等得ルトコロナク徒ニ責任ヲ問ハルルニ至ルヘキヲ以テ予メ之ニ備フルノ要アリ。」と、日中戦争へのソ連の介入を強く戒しめるものであったという(昭和十二年九月七日在滿大使植田謙吉発広田外相宛電報、蘇支外交関係雑纂、外務省記録マイクロ S1・2・0・0—16 リール番号S13)。
- (63) Haslam, op. cit., p. 37. なお、本節の内容は同論文に負う所が極めて多い。
- (64) DBIT XX, dok.246, док.250. 事件勃発から十日後の診断である。
- (65) Там же, док.268, стр.414.
- (66) 前掲『中国抗日戦争史』六一頁。
- (67) DBIT XX, dok.274, стр.430.
- (68) Там же, док.279.
- (69) 前掲平井論文 三二七頁。
- (70) DBIT XX, прим.177, стр.746.
- (71) 角田順校訂『宇垣一成日記2』(みすず書房 一九七〇年) 昭和十二年九月三日の条。
- (72) 白井勝美・稲葉正夫編『現代史資料(9) 日中戦争2』(みすず書房 一九六四年) 三九—四〇頁。
- (73) DBIT XX, док.341, стр.522.

- (74) Tam xe, npm.197 ctp.752-3.
- (75) 白井勝美『日中戦争』(中公新書 一九六七年)五六頁。
- (76) DBI XX nok.354 ctp.534-5.
- (77) Tam xe, nok.401 ctp.594-5.
- (78) Tam xe, npm.236 ctp.763. なお、ウォロシロフ元帥は、十一月一日にモスクワ駐在の楊杰参謀次長に対して、九カ国条約会議においてソ連は協力をするが、会議の主要因は英米であり、これと協調する方が有効であると語っている(前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第三編 戦時外交(二)』三三四頁)。会議におけるソ連のイニシャティヴに対する中国側の過度な期待を牽制する発言であろう。
- (79) なお、リトヴィノフ外交の欧州国際政治における展開については、Jonathan Haslam, *The Soviet Union and the Struggle for Collective Security in Europe 1933-1939* (Macmillan 1984)。
- (80) なおトラウトマン工作については、三宅正樹「トラウトマン工作の性格と資料」(『国際政治・日中戦争と国際的対応』一九七二年)、ゲオハルト・クレープス「参謀本部の和平工作 一九三七—一九三八」(『日本歴史』第四一—号 一九八二年)。
- (81) DBI XX nok.267 ctp.412.
- (82) 前掲クレープス論文三八頁。
- (83) DBI npm.159 ctp.740.
- (84) 右に同じ。
- (85) Tam xe, npm.250 ctp.766.
- (86) Tam xe, nok.428 ctp.639.
- (87) 前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第三編 戦時外交(二)』三三九—四〇頁。
- (88) 同右 三四〇頁。なお日付は不明だが内容から十二月三日から六日までのものと推定できる。
- (89) DBI XX nok.460 ctp.689-690.
- (90) Tam xe, npm.272 ctp.771.
- (91) 右に同じ。

- (92) DBI XXI (Москва 1977) dok.7 ctp.26-7.
 (93) Tam že, dok.23 ctp.46-8.
 (94) Tam že, dok.1 ctp.11-15.
 (95) Tam že, dok.5 ctp.20-2.
 (96) Tam že, dok.7 ctp.24-8.
 (97) 前掲平井論文 三二四—六頁。
 (98) DBI XXI dok.135. 重光は「防共的国際協調主義」の主張者であり、その政策体系を最も自覚的に追求した外交官であった。そのためソ連は、重光に対して著しい警戒心を示し、後述の張鼓峰事件に際しても、重光は駐ソ大使として関東軍と協力して拡大論を推進しているという位置づけを行っていた(DBI XXI dok.298 ctp.434)。第二次大戦後の極東軍事裁判に際して、ソ連が当初予期されていなかった重光の逮捕に固執したといわれるのも、こうした同時代のソ連の重光観が大きく左右しているように思われる。
- (99) なお、日中戦争の進展に伴ない、在野の対外硬運動においても「防共」から「反英」へと明瞭な重点の移行が見られることについては、永井和「一九三九年の排英運動」(年報・近代日本研究 5 昭和期の社会運動) 山川出版社 一九八三年所収)。
- (100) 四月十七日付ストモニアコフのオレリスキー宛書簡 (DBI XXI dok.135 ctp.200-204)。
 (101) Tam že, dok.36.
 (102) Tam že, dok.120.
 (103) なお、この点に関して、次のエピソードは極めて興味深い。一九三八年五月十二日吉田茂駐英大使はマイスキーを訪問し、両者の間で日ソ関係改善のための交渉を行なうよう提案した(Tam že, dok.174)。これに対し、十四日スターリンは直接マイスキーに宛て大至急電を打電し、「吉田との会談を避けずに、会見の際には注意深く彼の言うことに耳を傾けよ。日ソ関係の具体的改善方法を述べよ。彼に要請せよ。ソ連もまた関係改善に努める旨表明せよ。」(Tam že, dok.259)と指示を与えた。スターリンが、このように直接外交官に指令を下すのは極めて異例のことであり、それは彼が極度に重要性を感じていた時のみになされた (Jonathan Haslam, *Soviet Foreign Policy 1930-1933: The Impact of the Depression*, Macmillan

1983, p. 19)ことを考えると、有和政策の進展に伴なう集団安全保障体制の動揺を前にして、何らかの形でスターリン及びその周辺に日ソ関係改善の意図があったことを窺せる。因みに、親英的でリトヴィノフに近かったマイスキーは、吉田をさほど評価しておらず、外交交渉技術の拙劣さや政府の訓令なしに独自の判断で思いつきの行動を取ること等の点で吉田に対する不信任が強かった(例えば、ДВП XX, док.15)。なお、この件についてのマイスキーの報告は、総て外務人民委員部宛てではなく、スターリン宛てに送られてくる(ДВП XXI, док.188, прим.70)。

(104) Там же, док.273, док.280.

(105) Ф.Д.Волков, Подлин Рихарда Зорге(Москва 1976) стр.36.

(106) ДВП XXI, док.270 стр.390.

(107) Там же, док.284 стр.414.

(108) Там же, док.282 стр.410-3.

(109) Там же, док.315 стр.436.

(110) Haslam, "Soviet Aid to China..." pp. 45-9. それ故、ハスラムは、張鼓峰事件の結果をソ連の軍事的勝利ではなく政治的・道徳的勝利であると述べている。

(111) ДВП XXI, док.433-4.

(112) Там же, прим.153 стр.736-7.

(113) 石島紀之「国民党政権の対日抗戦力——重工業建設を中心に」(野沢豊・田中正俊編『講座中国現代史6 抗日戦争』東大出版会 一九七八年 所収)。

(114) ДВП XXI, док.422 стр.586-9.

(115) 例えば、郭泰祺駐英大使のマイスキーへの談話(Там же, док.435 стр.602-3)。

(116) 前掲『日本外交年表並主要文書』四〇二頁。

(117) 前掲『日中戦争』八六一七頁。

(118) 前掲平井論文 三三二頁。

(119) СССР в Борьбе за Мир Накануне Второй Мировой Войны,(Москва 1971) док.100.

- (120) 加藤陽子『平沼内閣期におけるもう一つの潮流——対蔣和平構想の渦（原朗編『近代日本の経済と政治』 山川出版社 一九八六年 所収）。
- (121) СССР в Европе… ipm.60.
- (122) 前掲『中国抗日戦争史』一〇〇—三頁。
- (123) 前掲平井論文 三三二—四頁。
- (124) 伊藤隆・照沼康孝編『続・現代史資料4 陸軍』（みすず書房 一九八三年）。畑俊六日記 昭和十四年一月二十一日の条。
- (125) ソルゲは日中戦争が対英米関係に与えた影響を分析して、日中戦争前は、英米が日本の対ソ攻撃に加わる可能性も理論的には排除できなかったが、日中戦争の拡大は対英米関係を決定的に悪化させ、英米の対ソ攻撃参加は不可能になったと報告していた(Borkov, стр.35)。この点は、イギリスの宥和政策と、いわゆる極東ミュンヘン構想の評価と関連するが、極東ミュンヘン構想の存在に否定的な見解を示すものとして、平井前掲論文 三三五—七頁、及び B. A. Lee, *Britain and the Sino-Japanese War, 1937-1939* (Stanford 1973) conclusion を参照。
- (126) なおこの問題についての最良の研究は、加藤陽子『中立』アメリカをめぐる攻防——防共協定強化交渉と国際環境（『年報・近代日本研究』11 協調政策の限界』 山川出版社 一九八九年 所収）である。一九三九年五月以降の局面については、特に同論文に負う所が多い。
- (127) СССР в Европе… nok.219.
- (128) Tam ke, nok.236.
- (129) Haslam, *The Soviet Union and the Struggle for Collective Security*, pp. 210-2.
- (130) 西春彦代理駐ソ大使↓有田八郎外相第四五二号（『欧米政情一般報告関係雑纂』 外務省記録 A・2・0・0・0 x 10 省外交史料館所蔵）。なおマイスキー報告の意味について、横手慎二「外務人民委員リトヴィノフ——研究・回想・証言」（和田春樹編『ロシア史の新しい世界』 山川出版社 一九八六年 所収）。
- (131) 重光葵「欧州政局」（外務省記録マイクロ PVM 48）。
- (132) 「協定締結ニ関スル意見 一四・五・九 柴中佐案」（土井章監修『昭和社會經濟史料集成七』 巖南堂 一九八四年 四八二頁）。

- (133) 同右 五五〇頁。
- (134) 「ソ連の対独伊貿易関係・海軍調査課」(同右 七二一—八頁)。
- (135) 前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期 第三編 戦時外交(二)』四一〇頁。
- (136) 同右 四二二—三頁。
- (137) 同右 四二二—三頁。
- (138) 同右 四二五頁。
- (139) John W. M. Chapman ed. *The Price of Admiralty* vol. I (University of Sussex 1982) 一九三九年八月二十六日、九月二日、六日の項など。
- (140) 「阿部信行関係文書」II—12(東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵)。内閣の用紙にタイプ印刷。極秘扱いで五部作成されたものの一部。阿部周辺のごく一部で回覧されたものと思われ、情報の確度が高いものと推測される。